

「（仮称）橋本市新型コロナウイルス感染症をはじめあらゆる感染症を原因とする人権の侵害を防止する条例」骨子案のパブリックコメント結果と市の考え方について

1. 実施概要

- 意見募集案件：（仮称）橋本市新型コロナウイルス感染症をはじめあらゆる感染症を原因とする人権の侵害を防止する条例骨子案
- 募集期間：令和3年1月12日（火）～令和3年2月5日（金）
- 資料閲覧場所：市ホームページ・人権・男女共同推進室・各文化センター・本庁1階ロビー・保健福祉センター1階ロビー・市図書館・中央公民館及び各地区公民館
- 意見提出方法：持参・郵送・ファックス・Eメール

2. 実施結果

- 意見提出数：12名

3. 実施についての考え方

- この手続きは、橋本市パブリックコメント手続要綱の解説に記載しているとおり、市民等に案の賛否を問うものではなく、また提出された意見の多寡で判断すべきものではありません。あくまで意見の内容に着目して、条例等に反映させるように検討します。

4. 意見の概要と市の考え方

- 内容が同じような意見や、賛否のみの意見は整理のうえ、掲載しています。

番号	項目	要旨	市の考え方
1	全般	条例・骨子案であるため、具体例が記載されていません。	あくまでも骨子案のため、具体的に記載していません。今後は条例素案を提示できるように検討します。
2	全般	コロナ禍におけるいろんな差別問題が発生しておりますが、やはり市民（各自）の心の問題だと思います。各自がこの問題をよく理解すればと思います。	市民の皆さんの不安を払拭し、差別・偏見をなくすためにも、条例を制定しながら、感染症に対する正しい情報を発信するとともに、誹謗中傷をなくすよう啓発し、人権の侵害を未然に防止するよう努めます。
3	全般	コロナがはやり出してから、あちこちで「どここの人がかかったんやて」「あの近くには買い物に行かん方がいいよ」などの発言が聞こえてきます。確かに感染拡大を止めるには、予防は大切なことです。でも誹謗中傷をうけ、引っ越しを余儀なくされたり、治っても外に出られないという話も県内で起こっていると聞きました。なので、この条例は必要だと思います。もっと重い罰や罰金などになると権力で押さえ込むような心配があるからです。又「教育や啓発」はとても重要な項目だと思います。実現に向けて具体的な取組が必要だと思います。	条例の中で、市の取組や市民等の役割を明記しながら、誹謗中傷や差別的な行為がなくなるよう取り組んでいきます。

4	全般	<p>「取組」と「取組み」という表記の統一について</p> <p>10行目で「取組みを推進する」、17行目で「取組を支援する」、21行目で「解消への取組」と表記されています。3例とも名詞として使用されているにもかかわらず、表記が分かれています。「取組み」も間違いではありませんが、昭和34年7月11日内閣告示第1号「送りがなのつけ方」により、公用文で名詞的な使い方の場合は「取組」を使用することになっており、「和歌山県新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等対策に関する条例（仮称）」骨子案では「取組」で表記が統一されていました。県と同様に、本市骨子案も表記を「取組」で統一されてはいかがでしょうか。</p>	ご意見を踏まえ、参考にさせていただきます。
5	定義	<p>感染症に係る人権侵害には、「誹謗中傷」以外にも、会話しない、無視する等他にたくさんの人権侵害があると思う。</p>	
6	定義	<p>人権侵害防止の条例なのに誹謗中傷等としか書かれていない。また、等とは何があるのか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育の自由を奪われる。医療関係者の子どもが登園登校拒否される。</li> <li>・コロナ解雇。就職取り消し。入社拒否。</li> <li>・飲食店の営業妨害。物品納入をやめる。</li> <li>・コロナ警察等誹謗中傷だけでなく、侵害がおきているのでその対応を入れて欲しい。</li> </ul>	誹謗中傷以外の差別的な行為についても、禁止するような記載にしていきます。
7	定義	<p>目的との関係で条例の内容が、誹謗中傷等の禁止に限定した合理的理由があるか。たしかに現行の人権尊重の社会づくり条例が精神性を啓蒙し抽象的な規定であることから、具体的規定を設けにくい側面は理解できる。他方で、にもかかわらず、誹謗中傷だけ取り上げるのも突出した印象を拭えない。</p> <p>当該行為を人権侵害の一態様として取り上げるとしても、不当な差別的取り扱い一般を禁止することがより望ましい。検討いただきたい。</p>	
8	定義	<p>「誹謗中傷等」の「等」として、誹謗中傷として意識的に発信していなくても、安易にそのような発信を連鎖的に伝達することの問題性も定義規定などで検討していただきたい。</p>	参考にさせていただきます。
9	定義	<p>近隣の感染について語ることが、誹謗中傷になるか感染予防になるか、判断が難しい場合があるのでは。</p>	誹謗中傷等の定義に照らし合わせて判断いたします。
10	基本理念	<p>基本理念では、「感染症に係る誹謗中傷等を許すことなく・・・」と定めています。誹謗中傷は、人権侵害行為の大部分と考えるならば、「感染症に係る誹謗中傷等の人権侵害を許すことなく・・・」と加筆してはと思います。</p>	参考にさせていただきます。

11	市の責務	<p>「及び」に係る読点「、」の位置の統一について          語句を列挙するケースで、6行目『「感染症に係る誹謗中傷等」及び「事業者」』          10行目『国、県、市、市民、事業者及び関係機関等』というように「及び」の前の読点は省略する表記に対して、16行目では『国、県、市民、事業者、及び関係機関等』          17行目では『市民、事業者、及び関係機関等』というように「及び」の前に読点「、」を記しています。どちらも間違いではありませんが、表記を統一されてはいかがでしょうか。</p>	<p>参考にさせていただきます。</p>
12	市の責務	<p>基本理念でも誹謗中傷の禁止をとりあげるが、こういった誹謗中傷の背景には感染症に対する確立した知識がないことや雑多な情報が錯綜することなどがあげられる。その意味で本感染症についての知識の収集、整理、発信ならびに教育、普及および啓発といったことを地域内で一元的に担うことを市として宣言するのであれば、意義深い（負担が大きすぎるとすれば、市の責務として分担を位置づける）。</p>	<p>情報・知識の収集と発信については、教育及び啓発の条項で記載するよう検討します。</p>
13	市民・事業者の役割	<p>市民、事業者の役割について、抽象的すぎ、せめて感染した、感染の恐れを理由に誹謗中傷や不当な差別的取り扱いをしないことに努めるといった規定を検討してもらいたい。</p>	<p>誹謗中傷や差別的取り扱いの禁止については、誹謗中傷等の禁止条項で記載するようにします。          そのうえで、市民や事業者には市の取組への協力をお願いしていきます。</p>
14	市民・事業者の役割	<p>市民、事業者の役割について、末尾の「協力する」はきつい表現。「協力するよう努める」でどうか。</p>	<p>検討させていただきます。</p>
15	誹謗中傷等の解消への取組	<p>21行目からの【誹謗中傷等の解消への取組】に対する追加事項について          当該取組の冒頭で「誹謗中傷等を行った者」に対する取組が記されていますが、インターネット上で誹謗中傷等の情報を確認した場合の、特定電気通信役務提供者（特定電気通信設備1041d<sup>㉟</sup>を用いて他人の通信を媒介し、その他特定電気通信設備1041d<sup>㉟</sup>を他人の通信の用に供する者[プロバイダ責任制限法第2条1478d<sup>㉟</sup>第3号]）に対する取組が欠落しています。法的な拘束力は難しいとしても、「誹謗中傷等を行った者」に対する取組の後に、次の文章を追加すべきと考えます。          ・市は、インターネットを利用した誹謗中傷等を確認した場合、特定電気通信役務提供者に対して、削除など必要な取組を行うことを求める。</p>	<p>「インターネット等への差別書き込みを発見した場合には、削除要請に努める」としているとおり、特定電気通信役務提供者への削除要請をしていきます。</p>

16	誹謗中傷等の解消への取組	<p>24行目「誹謗中傷等の書き込みを監視」について</p> <p>「市は、インターネット等への誹謗中傷等の書き込みを監視し」と記されています。本年度から「2ちゃんねる」「5ちゃんねる」「爆サイ」など匿名掲示板での差別的な書き込みに対するモニタリングが人権・男女共同推進室により実施され、一定の効果をあげていると聞きますが、「フェイスブック」「ツイッター」「インスタグラム」「ライン」などSNS上の悪質な書き込みに対する対応が不十分、とっかがいます。現行の「インターネット・モニタリング」の事業の予算措置と人権・男女共同推進室の限られた人員で、SNSの「誹謗中傷等の書き込みを監視」できるのでしょうか。</p>	<p>現在、ネットのモニタリングについては試行的に取り組んでいます。ご指摘のとおり、「フェイスブック」「ツイッター」「インスタグラム」「ライン」などのSNSへ監視の範囲を拡大していくと、件数が増え、監視することが出来ない可能性もあります。</p> <p>もし、市民の方々がネット上で誹謗中傷等の書き込みを発見した場合は、人権・男女共同推進室へ情報提供する等、ご協力をお願いします。</p>
17	誹謗中傷等の解消への取組	<p>勧告は、具体的に、誰が、どのような形で行うのか。</p>	<p>市長が文書で行います。</p>